

金泉居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団あんず会が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者等と連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金泉居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 広島県東広島市安芸津町三津4 3 3 3 - 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名（管理者と兼務1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月31日から1月3日の年末年始は除く。
- (2) 営業時間 9時00分から18時00分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次の通りとする。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 利用者の相談を受ける場所 | 事業所の相談室 |
| (2) 使用する課題分析票の種類 | 包括的自立支援プログラム |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | 事業所の相談室もしくは利用者の自宅 |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 1回以上/月 |

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次の通りとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料等その他の費用の額)

第8条

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えたところからその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 第1項から第2項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）をうけるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、東広島市安芸津町の区域とする。

(秘密保持)

第10条 事業所の秘密保持は次の通りとする。

1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはない。

2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条

1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための指針の整備

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(3) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修実施

(4) 虐待防止に関する責任者の選定

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、事業の実施に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業者の従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(事業所の業務体制)

第12条

1 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図る為、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 地域介護支援専門員連絡会議の研修

(2) 連絡会が開催する研修

(3) その他の研修

2 従業員は業務上知り得た秘密を保持する。

3 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、本会の定めるものとする。

付則

この規程は、2004年5月17日より施行する。
この規程は、2005年2月7日より施行する。
この規程は、2005年9月20日より施行する。
この規程は、2006年4月1日より施行する。
この規程は、2006年9月1日より施行する。
この規程は、2007年1月1日より施行する。
この規程は、2007年4月1日より施行する。
この規程は、2007年8月1日より施行する。
この規程は、2008年2月1日より施行する。
この規程は、2008年3月1日より施行する。
この規程は、2008年4月1日より施行する。
この規程は、2008年8月12日より施行する。
この規程は、2008年11月1日より施行する。
この規程は、2008年12月15日より施行する。
この規程は、2009年10月16日より施行する。
この規程は、2010年1月16日より施行する。
この規程は、2011年1月4日より施行する。
この規程は、2012年8月31日より施行する。
この規程は、2012年10月1日より施行する。
この規程は、2014年2月16日より施行する。
この規程は、2014年10月1日より施行する。
この規程は、2015年7月1日より施行する。
この規程は、2016年10月16日より施行する。
この規程は、2017年10月16日より施行する。
この規程は、2018年2月1日より施行する。
この規程は、2019年3月1日より施行する。
この規程は、2019年4月1日より施行する。
この規程は、2019年10月1日より施行する。
この規程は、2020年10月15日より施行する。
この規程は、2022年11月1日より施行する。
この規程は、2023年4月1日より施行する。
この規程は、2023年8月21日より施行する。
この規程は、2023年9月19日より施行する。
この規程は、2024年7月16日より施行する。
この規程は、2024年10月1日より施行する。